

令和3年12月17日

令和3年第4回美浦村議会定例会追加議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- 議案第 16 号 令和 3 年度美浦村一般会計補正予算（第 7 号）
- 発委第 1 号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 発委第 2 号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則
- 発委第 3 号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書

議案第16号

令和3年度美浦村一般会計補正予算（第7号）

令和3年度美浦村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,875,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月17日提出

美浦村長 中島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		767,418	109,030	876,448
	2 国庫補助金	320,996	109,030	430,026
歳入合計		6,766,014	109,030	6,875,044

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		1,897,255	109,030	2,006,285
	2 児童福祉費	702,638	109,030	811,668
歳 出 合 計		6,766,014	109,030	6,875,044

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	767,418	109,030	876,448
歳入合計	6,766,014	109,030	6,875,044

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	1,897,255	109,030	2,006,285	109,030			
歳 出 合 計	6,766,014	109,030	6,875,044	109,030			

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	125,208	109,030	234,238
計	320,996	109,030	430,026

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 児童福祉費補助金	109,030	110 子育て世帯臨時特別給付金補助金	108,950
		111 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金	80

3 歳 出
(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	211,514	109,030	320,544	109,030			
計	702,638	109,030	811,668	109,030			

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
10	需用費			
				18 負担金補助及び交付金 108,950
				10 補助金
				10 子育て世帯臨時特別給付金
11	役務費	70	80	66 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費
				10 需用費 10
				1 消耗品費
18	負担金補助及び交付金	108,950		1 消耗品費
				11 役務費 70
				1 通信運搬費
				1 郵便料

発委第1号

美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、下記のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに美浦村議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年12月17日提出

議会運営委員長 沼崎光芳

美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例

美浦村議会委員会条例（平成5年美浦村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第13条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開催する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に確認しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議の出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第14条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、

次条第1項及び第27条第1項の出席委員とする。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発委第2号

美浦村議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、下記のとおり美浦村議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年12月17日提出

議会運営委員長 沼崎光芳

美浦村議会会議規則の一部を改正する規則

美浦村議会会議規則（平成5年美浦村規則第9号）の一部を次のように改正する。

第65条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムを活用した会議）

第65条の2 美浦村議会委員会条例（平成5年美浦村条例第18号）第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム（以下「オンライン会議システム」という。）により会議に出席した委員は、第76条第1項の出席委員とする。

2 オンライン会議システムによる会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第68条第1項中「その」を「会議（オンライン会議システムによる会議を含む。第93条第1項において同じ。）への」に、「聞くことができる」を「聴くことができる」に改める。

第93条第1項中「認めるときは、」の次に「会議において」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発委第3号

中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を
求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり美浦村議会会議規則第14条第3項の規定によ
り提出する。

令和3年12月17日提出

議会運営委員長 沼崎光芳

中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）

新疆ウイグル自治区において、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮している。国連の人権差別撤廃委員会は、平成30年9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きなしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明している。

令和2年10月の国連総会第3委員会ではドイツなど39カ国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めている。令和3年2月3日には、ウイグル女性が報道機関に対し「新疆ウイグル自治区の収容施設に収容された際に組織的な性的暴行被害があった」と証言した。2月5日、アントニー・ブリンケン米国務長官と中国の楊潔篪（ヤンチエチー）政治局員が電話会談を行った際、ブリンケン氏は楊氏に対し、「米国は新疆ウイグル自治区、チベット自治区、香港における人権と民主的な価値観を擁護し続ける」という趣旨を発言した。この発言はドナルド・トランプ前米国大統領政権時のポンペオ国務長官が「中国による新疆ウイグル自治区における少数民族ウイグル族らへの弾圧を国際法上の犯罪となるジェノサイド（民族大量虐殺）と認定する」という旨の発表の流れを継続するものである。ドミニク・ラーブ英国外相も「中国西部の新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きている」として中国政府を厳しく非難し、オーストラリアのマリス・ペイン外相も「調査をするべきだ」と発言しており、国や政党を超えて大きな人権問題として認識されている。10月21日の国連総会第3委員会においても、フランスのドリビエール国連大使が日米欧などの43カ国を代表し、ウイグル自治区で「拷問や性暴力といった人権侵害が組織的に行われている」として懸念を表明し、国連人権高等弁務官らの現地訪問を認めるよう中国に訴えた。

これらの世界の状況があるにも関わらず、日本政府は「人権侵害について懸念をもって注視している」という趣旨の発言に留まっている。

よって、美浦村議会は国会及び政府に対し、直ちに日本政府として調査を実施し、各種問題があった場合は中国政府に対して抗議及び即時是正を求めることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

茨城県美浦村議会

(提出先)

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，外務大臣，内閣官房長官